

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成25年6月19日

評価者：民間活用推進委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市体育館
指定期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設全般の管理運営及び維持保全に関する業務 施設の利用提供に伴う業務 スポーツ行政等への協力及びスポーツ推進事業の実施等に関する業務
指定管理者	<p>名称：川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体</p> <p>代表団体：公益財団法人 川崎市スポーツ協会 会長 齊藤 義晴</p> <p>住所：川崎市中原区宮内4丁目1番2号 電話：044-739-8844</p>
所管課	川崎区役所まちづくり推進部地域振興課（内線：61363）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、スポーツ教室、体づくり等の参加機会の提供、地域スポーツ活動及び総合型スポーツクラブの支援、地域人材の育成等に積極的に事業展開が図られた。</p> <p>特に子育て期の親のスポーツ活動への参加促進につなげるため乳児と母親向けの健康教室を開催し地域コミュニティ施設としての役割にも貢献している。また、入館時間を15分早め、利用者に更衣室を提供するなど館外で待つ時間を短縮するなど利用者へのサービス向上に努めた。個人利用者も平成24年度は98,964人となっており、制度導入前の平成17年度より31,120人の増加となっており、より多くの市民にスポーツの機会を提供している。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>事業計画に基づいて施設運営がなされた。利用者サービスの向上のため「川崎市体育館サービス向上指針」に基づき職員ミーティングを通じて事業目的の達成度を検証し、改善にも取り組んだ。また、スポーツ教室等終了後に参加者アンケートに加え「利用者懇談会」も実施し、事業成果の把握に努めた。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>施設建設後57年が経過し老朽化している施設であるが、設備の定期点検をはじめ、防犯も含めた施設設備全般に対する総括責任者を中心とした安全パトロールを実施するなど安全・安心面での危機管理に積極的に取り組み、問題は生じていない。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた様々なスポーツや体づくり、健康づくりに取り組むことができる機会の充実に努めること。 スポーツ団体や総合型クラブでは指導者確保やスタッフの出入不足が課題となっており、人材の確保や指導者育成に向けた支援を検討すること。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>毎月の事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営事業の実施状況調査（現地ヒアリング等を含む）を行うとともに、管理運営上の各種問題発生時の指導その他、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施した。</p>
2	制度活用による効果はあったか。	<p>指定管理者制度で施設運営することにより、市民の多様化するスポーツニーズへの対応、施設利用者の利便性やスポーツ教室の充実等の提供サービスの向上が図られるとともに市が支出する施設運営経費が指定管理者の効率的な業務遂行により制度導入前より削減されるなど費用対効果の向上が図られた。</p> <p>【利用者数】 参考※平成17年度： 個人利用者 67,844人 （制度導入前） 平成23年度： 228,453人 （うち個人利用者 90,187人） 平成24年度： 250,945人 （うち個人利用者 98,964人）</p> <p>【市からの支出経費】 参考※平成17年度： 一般財源経費 83,534千円 （制度導入前） 平成23年度： 指定管理経費 72,143千円 平成24年度： 指定管理経費 72,180千円</p>

3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	利用者数は増加傾向にあり、市民に対して安定したサービスを提供しており大きな改善点は見当たらない。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	当該施設の運営については指定管理者制度の導入以降、指定管理者の持つノウハウにより利用者数が増加していることや導入前より経費が削減されるなど民間活用の成果があらわれていることから、指定管理者制度を引き続き活用することが適当である。

4. 今後の事業運営方針について

当該施設は平成 18 年度から指定管理者制度を導入しており、引き続き指定管理者制度で運営された平成 23 年度からの運営期間も利用者ニーズの把握や効率的な運営を通じて市民サービスの向上を図ることができた。

今後も公の施設としての理念を尊重し、社会体育施設としての役割を果たし、地域のスポーツ振興を担う施設としてスポーツ活動の場を提供するとともに、スポーツ教室等のプログラムを含めた参加機会の提供、地域スポーツ活動の支援や意識啓発、地域人材の育成など、地域のスポーツ振興に必要な事業について積極的に事業展開していくことが求められている。

川崎市体育館は幼児から高齢者まで市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として、生涯スポーツを通じてのまちづくりを目指すとともに、市民の健康・体力の維持・増進やスポーツ活動の推進に留意し、地域における生涯スポーツの振興を図るための重要な役割を担うことから、より魅力ある施設運営を図るため引き続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。今後は、「川崎市スポーツ推進計画」と連携・連動した取組を図ることが求められる。

なお、新たな指定管理期間はスポーツ・文化複合施設の整備により川崎市体育館が解体・撤去される平成 27 年 1 月 4 日までが想定される。